

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

氏名 トネリサイクルシステム株式会社

代表取締役 川原和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 令和元年 5月 25日

許可の有効期限 令和 6年 5月 24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（溶融）

①廃プラスチック類（以上1種類）

※①については、廃発泡スチロールに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

群馬県邑楽郡大泉町坂田三丁目160番26及び160番39

イ 中間処理施設（溶融）の設置年月日

平成 21年 3月 16日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.9t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡大泉町坂田三丁目160番26及び160番39

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 100㎡ 保管容量 100m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 21年	5月 25日	新規許可
平成 26年	5月 25日	更新許可
令和 元年	5月 25日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無